

APPLICATION FOR CAR TEMPORARY PLATE

車名 Maker of the vehicle												
形状 Type of Body	1 箱型(Box-shaped)		2 ステーションワゴン(Station Wagon)									
	3 バン(Van)		4 キャブオーバー(Cab-over)									
	5 オートバイ(motorcycle)		6 その他()									
車台番号 Serial No.							自動車損害賠償責任保険 Car Insurance					
運行の目的 Purpose	1 車検呈示のための回送(Inspection)		2 登録のため回送(Registration)		保険会社名 Name of Co.		保険会社					
	3 修理工場入のための回送(Repair)		4 販売のための回送(Sale)		証明書番号 Voucher No.							
運行の経路 Route	出発地(From)		経由地(Via)		到着地(To)		片道 往復	保険期間 Insurannce Period		自(From) 年 月 日		
	—		—							至(To) 年 月 日		
	※発着主要経路の地点名を記入してください。											
運行の期間 Service period	自(From) 年 月 日 ~ 至(To) 年 月 日 (日間) ※目的達成に必要な最小限の日数を記入してください。 (通常、整備のための回送は1 日間、車検・登録のための回送は、1~2日間です。)						備考					

年 月 日

申請者	住所 Applicant's Address	
	氏名または名称 Name ※法人の場合は 代表者名も 記入してください	(代表者) 電話(Tel) ()
	業 種 Type of industry	1 販売業(Sales) 2 整備業(Maintenance Services) 3 個人(Personal)
	番号標受領者氏名・住所 Recipient name Applicant's Address	※申請人と異なる場合のみ記入

番号 標番号		枚	1	本人確認	
		数	2	・マイナンバーカード ・運転免許証 ・在留カード ・他	
許可番号	No.			市内(RKK) 市外(コビ-)	
許可年月日	年 月 日				
有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
返納月日	年 月 日				
備考				作成	確認

返納期限 年 月 日まで

◎ 注意事項

- 1 不正に許可を受けた場合は、1年以下の拘禁刑若しくは50万円以下の罰金又はこれが併科されます。(道路運送車両法第107条)
- 2 許可証、番号標の有効期限が満了したときは、その日から5日以内に返納してください。この返納期限内に許可証、番号標を返納しないときは、6か月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金が科せられます。(道路運送車両法第108条)
- 3 許可を受けた自動車であっても保安基準に適合しなければ、運行してはなりません。
- 4 上記1～3に該当すると思われる場合は、本申請に関する情報を管轄する警察署に情報提供します。

※ 番号標を亡失した場合、亡失した地域を管轄する警察署に届け出て下さい。
その後、交付を受けた窓口に届け出て下さい。その際弁償金が必要になります。

◎ 添付書類(臨時運行許可を申請する方は、次の書類を必ず提示してください。)

- 1 自動車検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書、登録事項等証明書など。(コピー可)
- 2 自動車損害賠償責任保険証明書(自動車損害賠償責任共済証明書を含む。)(コピー不可)
- 3 来庁者の住所が確認できるもの。(自動車運転免許証、マイナンバーカード、在留カードなど)

◎ 申請書記載方法

- 1 車名は、トヨタ、ニッサン、ホンダ、マツダ 等と記入して下さい。
- 2 形状は、該当番号に○印をつけて下さい。「6 その他」の場合は、()内に自動車検査証上の車体の形状を記入して下さい。
- 3 車台番号は、車台に打刻されている記号番号を記入して下さい。
- 4 運行の目的は、該当番号に一つだけ○印をつけて下さい。「5 その他」の場合は、()内に具体的に記入して下さい。
- 5 運行の経路は、運行目的達成のための発着主要経路の地点名を記入して下さい。

(例 千代田区霞ヶ関～〇〇市～△△町)または(伊那市西町～伊那市美篤～伊那市高遠町)

また、車検切れの車を販売する等の目的で各地を巡回する場合等は許可できません。

- 6 許可を受ける方は、申請者欄に(申請者と来庁者が異なる場合は番号標受領者欄も)必ず記入して下さい。

※ 申請日は原則として運行期間の初日となります。
ただし、早朝からの使用等、当日では運行に間に合わない場合は前日(休日等の場合は直近の開庁日)に申請して下さい。

※ 運行期間は5日以内となっています。